

平成 30 年度第 1 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 30 年 5 月 22 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分 日野市役所 5 階 502 会議室	
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学理工学部教授） 委 員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委 員 芦田 健太（税理士 芦田健太税理士事務所）	
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの総務課契約締結分） （2）日野市総合評価方式実施ガイドラインの改定について 3. その他 4. 閉会		
質問・意見		回答
2（1）抽出案件について ・ 抽出案件の概要説明を事務局に求める。		・ 今回の審査対象期間は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 968 件です。4 月 1 日付けで契約を行う準備行為案件が含まれるため、件数が多くなっておりますが、前年比約 1％減となっています。 ・ 内訳としては、工事と備品の案件が減っていますが、ともに昨年度の件数が例年に比べて増加していたためであり、今回の件数は例年と同程度です。 ・ 全体に占める特命随意契約案件の割合は約 63％と、比率は前年度とほぼ変わっていません。
○工事について ・ 「トイレ整備工事」について、占用手続きに時間を要することはよくあること		・ 本件は、浅川河川敷内にトイレを整備する工事です。道路法に基づき、道路の管

なのか。 ○修繕について ・「園内灯及び地区広場灯修繕」について、複数随意契約で契約した案件での実際の発注はどのように行っているのか。 ・指名した業者全者と契約しているが、それが普通なのか。 ・複数業者と契約する場合、契約する業者数について基準が必要ではないのか。 ○委託について ・「水質検査業務委託」について、設計金額と落札金額の乖離があると、何が適正価格なのかということになり、その業務に対する信頼度が疑われることになるのではないか。	理者に占用申請を行うこととなりますが、市有地だと思っていたところが財務省用地であったことに加え、その用地を市の財産とすべく確認・手続き中であったことが重なり、占用申請先が確定するまで工事契約を行うことができなかったものです。本件のような事例は頻繁に起こることはありません。 ・本件は、主に公園内の園内灯及び地区広場灯の電球を取り換える修繕です。1業者との契約では緊急な修繕に対応できないため、複数の事業者と契約を締結したのですが、実際の発注方法は、月毎に修繕を行う業者を決め、効率的な発注を行っています。 ・札入れをしていただいた指名業者は、その案件を請け負いたいと思っていることから、決定単価で請け負えるかどうかの減価交渉では、ほぼ全ての業者が交渉に応じて契約締結となっています。 ・契約する業者数については、案件ごとに業務の性質が異なることから基準は設けていませんが、担当課の意向に沿った業者数で手続きを進めています。 ・本件は、市内 18 事業場の排水を採取し、定期的に水質検査を行う業務です。毎年、同じ箇所について検査を行っていますが、ここ数年、参考見積りを基にした設計金額に対し、落札率が低い状況が続いています。担当課としても設計金額の設定には苦慮している状況です。そのため、今までのような設計金額の設定で
---	--

・「日野市緊急通信システム保守点検管理業務委託」について、落札率が100%に近いが、1者との特命随意契約案件では設計金額を市から業者へ示しているのか。 ・「日野市立福祉支援センター清掃業務委託」について、仕様内容を変更して契約締結に至ったということだが、仕様変更により市民サービスに影響が生じることはないのか。 ○備品について ・「音声調整卓ほか一式（豊田小）」について、参考見積りは2者以上でということだが、職員に対してどのように周知しているのか。 ・落札率が低い、札入れをした業者の多くは設計金額に近い金額で、落札業者のみ低廉な金額という状況では、いくら「適正価格」なのかを判断するのは難しいのではないのか。 2（1）日野市総合評価方式実施ガイドラインの改定について ・公契約条例が平成30年10月1日に施行	はなく、東京都の基準単価を用いた設計金額により適正化を図るよう、働きかけていきます。 ・本件は、防災無線の保守と定期点検を行う業務です。1者との特命随意契約案件では、通常、担当課は相手方から参考見積りを徴したうえで予算の確保と契約依頼を行っています。契約依頼を受けた契約担当では、その後、設計金額を示すことなく相手方に見積書提出の依頼をしています。 ・本件は、施設の清掃を行う業務です。契約締結時の仕様どおりでは施設の衛生環境を維持するのが難しいと判断した場合には、変更契約等に対応することになります。その状況判断については担当課で行います。 ・本件は、学校で使用する音声調整卓ほか一式を購入したものです。予算編成の際、業者からの参考見積りは複数業者から徴することに加え、なるべく市内業者からという内容で通知文により周知しているところです。 ・まずは参考見積りを複数者から徴することにより、適正な設計金額の設定を図っていきます。 ・労務単価の何パーセントとするかについて
--	--

することに伴い、総合評価方式の評価項目を修正するということだが、公契約条例の賃金規定は労務単価の何パーセントを想定しているのか。 ・事業者に対して周知は行うのか。	ては、事業者団体関係者、労働団体関係者の両者が参加する場で検討を行って決めていくことになります。 ・公契約条例施行前に条例の内容について説明会を行う予定です。その際、総合評価方式の評価項目の変更点についても説明を行います。
--	--